

重 要

令和8年3月23日
高岡市

公共工事の発注における入札金額の内訳に関するお知らせ

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

つきましては、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に係る入札については、下記のとおり運用することとしたので、ご留意願います。

令和6年6月14日公布、令和7年12月12日施行

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

〈対象案件〉

入札を行うすべての工事

〈工事費内訳書の提出について〉

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載した工事費内訳書を入札書とともに提出する。記載が必要となる具体的な経費については、個々の入札案件の工事費内訳書より確認する。

〈適用開始〉

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件に適用

（担当）総務部管財契約課契約係
（電話）0766-20-1384